

「介護職員処遇改善支援補助金等に関する調査」結果の概要と総括

2022年7月11日

公益社団法人日本介護福祉士会

会長 及川 ゆりこ

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(2021年11月19日閣議決定)において、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置として、2022年2月から9月までの間、処遇改善補助金等(「介護職員処遇改善支援補助金」、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」等)が交付されています。制度政策の見直し及び報酬改定に向けた、介護福祉士の処遇向上に関する対策を講じるための基礎資料とすることを目的に、運営サポーターを対象とする調査を実施しましたのでご報告いたします。

【主な結果の概要】

1. 処遇改善補助金等について介護保険サービス従事者は情報を得ている割合が高い

処遇改善補助金等について、「よく知っている」「ある程度知っている」の割合をみると、介護保険サービスは92.7%、障害福祉サービスは85.7%、医療機関は58.3%だった。ただし、障害福祉サービスや医療機関については、回答者の数が非常に少なく、傾向を読み取るには限界があった。

2. 処遇改善補助金等についての理解に課題がある

介護職員処遇改善支援補助金のしくみについて「あまり知らない」「まったく知らない」をあわせて26.4%、勤務先の申請の有無について「わからない」とする回答が15.5%あった。処遇改善補助金等のしくみなどについての理解や関心を促進する必要性が示唆された。

3. 支給金額と資格の有無による支給額の違い

介護職員処遇改善支援補助金について、支給月額に関する回答は、2,000円台から9,000円以上まで幅広く分布していた。介護福祉士資格の有無による支給額の違いについては、「支給額は同じである」が43.0%と最も高い割合を占めた。

4. 処遇改善補助金等による介護職員の雇用の定着・促進の実感は弱い

処遇改善補助金等が、介護職員の雇用の定着・促進につながっているかについて、「あまりそう思わない」が44.6%と最も高い割合を占めた。

【総括】

- ・ 処遇改善補助金等の申請を「していない」「わからない」ケースがあることから、全国の介護職員の処遇改善に結び付いているとは言えない可能性がある。処遇改善補助金等のしくみのあり方について検討することが望まれる。
- ・ 処遇改善補助金等について一定の認知度は確認できるものの、障害福祉サービスや医療機関に勤務する者の認知度が相対的に低いことや、「支給されていない」と回答している者が少なくないこと等から、処遇改善補助金等のしくみを会員が正しく理解できるように、適切な情報提供を行う必要がある。
- ・ 処遇改善補助金等が介護職員の雇用の定着・促進につながっていることの実感は弱いと考えられることから、金銭給付だけではない就労継続につなげるための対策を強化する必要がある。
- ・ 介護実務経験の浅い人や若年者層が抱えている課題や意見を把握するためにも、運営サポーターの新規登録について、今後も一層の促進を図る。